主治医　様

　日頃より、園児の健康管理にご協力を賜り誠に有難うございます。

当保育所には薬剤を専門に管理する職員がいないため、原則として与薬の代行は行っていません。与薬件数が増えるに伴い、誤与薬の可能性も高まります。時間与薬の必要な薬剤、食事関連性の強い薬剤、熱性痙攣の予防に使用する薬剤などのやむ得ないものを除き、家庭で対応できる与薬回数･与薬時間のご配慮をいただきたく、ご協力をお願いいたします。

先生のご意見を戴きたく以下の意見書に必要事項をご記入願います。

　なお、抗菌剤（一部の疾患を除く）を含めて感冒に対する与薬は認めておりませんのでご承知おき下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

この瑞穂市与薬意見書は、もとす医師会 瑞穂班の先生方にご協議いただいたうえで作成しています。

瑞穂市長

切り取り線

**Ａ** 与薬に関する主治医意見書

平成　　　年　　　月　　　日

園児名　　　　　　　　　　男・女

平成　　　年　　　月　　　日　生

医療機関名

主 治 医 名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |
| --- |
| １．病　名： |
| ２．くすり　　　１）名称・剤型：（①　　　　　　　　　　　　　）（②　　　　　　　　　　　　　）（③　　　　　　　　　　　　　）　　　２）使用目的：（①　　　　　　　　　　　　　）（②　　　　　　　　　　　　　）（③　　　　　　　　　　　　　）　　　　　剤　　　型：（内服薬　　　 散　剤：　A　　錠剤：　B　　シロップ：　C　）（その他　 　（ 　　　　　　　　　　　　　　　）：　Ｄ）記入例） １）名称・剤型：（①インタール　 A　）（②　　　　　　　　　　　　）（③　　　　　　　　　　　　）　　　　　　 ２）使用目的：（①抗アレルギー剤）（②　　　　　　　　　　　　）（③　　　　　　　　　　　　） |
| ３．薬の処方日（期間）　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日　（　　　　日分　） |
| ４．保　管　　　　　　　室温　・　冷蔵庫　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ５．主治医コメント |
| ６．その他 |

保育所園児の主治医　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　もとす医師会　　会長　国枝武俊

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　もとす医師会　　理事　京極章三

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　瑞穂市教育委員会　幼児支援課長

保育所における薬の取り扱いについて

　厚生労働省は、「保育所保育指針」（平成２０年４月１日）において、与薬への留意点として「保育所で薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定します。その際には、保護者に医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参してもらいます」としています。

　さらに、「日本保育園保健協議会」も園児への与薬について以下のように記載しています。

　１．保育園での薬の取り扱いについて

与薬は、日常の忙しい保育業務の中で、ほとんど保育士が行っているのが現状です。日常の保育業務の中で、安全管理に細心の注意を払いつつも安全に取り扱うことが困難になっている園も見受けられます。

したがって、かぜ薬等については、極力保育園で扱わないで済むよう、保護者に協力をお願いしております。

　２．主治医の先生方へのお願い

保育園に通っている子どもたちへの処方につきましては、子どもの病状にもよると思われますが、なるべく保育時間内での与薬をしないですむようにご配慮をお願い申し上げます。

子どもの保育時間を確認していただき、例えば、

* 1. ２回投与（朝、夕）にする（保育時間帯での与薬なし）
	2. ３回投与が必要な場合　　イ）保護者に少し早めの降園を勧め、保護者が与薬する

　　　　　　　　　　　　ロ）朝・帰宅後・寝る前の３回服用にする

　　などの処方をお願いいたします。

　　　保育時間内にどうしても与薬をしなければならない場合には、保護者に与薬依頼票を記入

　　していただき、保育園に提出するようご指導ください。

　　平成２０年５月　（日本保育園保健協議会会長）「保育園（所）における薬の取扱いの現状と、地域の主治医（かかりつけ医）の先生方へのお願い」より抜粋

としています。

瑞穂市においても、市と協議した結果、保育所での与薬が必要な児に対しては、**Ａ**「与薬に関する主治医意見書」、**Ｂ**「与薬依頼票」及び「薬剤情報提供書」を保育所に提出していただくことになりました。（「薬剤情報提供書」は、子どものお迎え時に「報告書（**Ｂ**の下の部分）」及び**Ａ**の写しと一緒に保護者へお返しします）

　しかしながら、最近、与薬を間違えそうな事例がありました。瑞穂市の保育所においても与薬に伴い、保育士の業務が安全に行なわれることが困難な状況になりつつあります。通所している園児に対する処方につきましては、どうしても与薬しなければならない場合に限って、保育所での与薬をご配慮いただきますよう、小児科のみならず、皮膚科、耳鼻科の先生方にも、ご協力の程よろしくお願いいたします。（内服薬だけでなく薬の塗布なども加わると、保育業務に支障が出ることが危惧されます）